

海水淡水化案は、多くの課題が残されており、代替水源としての実現可能性が確保されていない。

国の計画や考え方

- 海水淡水化施設を調整池周辺に6箇所設置し、最大時で日量約3万4千立方メートルを造水。

- 濁質によるRO膜の目詰まりの影響はない。
- 濁りの前処理については、性能発注として業者の技術提案とする。

- 海水淡水化の処理過程で生じる濃縮水は、調整池の塩水で諫早湾濃度と同程度まで希釀して調整池に排水。

- 工事の入札契約を実施後早急に工事を行い、25年12月には畑地へ、26年5月には水田に水を供給。

国の計画や考え方に対する問題点

- 造水計画の年間用水量が、計画用水量や過去の渴水に対応した水量になっていない。

- ・新干拓地（中央、小江）の計画用水量は約330万トン／年だが、工事発注の入札公告では、約42万トン／年（中央干拓：約37万トン＋小江干拓：約5万トン）と低い。
- ・背後地の旧干拓地（釜ノ鼻地区）の渴水時（H6年度）の年間用水量約260万トン／年に対して、公告の計画年間造水量は、約196万トンと低い。

- 濁りの前処理について検討されていない。

- ・濁りの大きいところからの取水実績は、全国的にもない。
- ・他地区では、実証実験を行い、技術的に取水可能であるのか検証を行っているが、今回、国は予定していない。
- ・工事発注の入札公告で示された調整池の濁りは、SS；4～26mg/l、濁度；3.8～30.0度であるが、本明川河口部（P1地点）におけるSS実測値（平成23年度農政局調査）の最小値：13mg/l、最大値110mg/lと比較すると、かなり低い数値であり、受注者により適切に前処理されない恐れ。

- 濃縮水の排水についての検証が不十分。

- ・国は、排水前の調整池全体の塩分濃度を2.48%としているが、実際は降雨や場所によって大きな差が生じるため、調整池全体が同じ塩分濃度であるとは考えられないなお、平成14年の短期開門調査でも本明川筋では、降雨のたびに塩分濃度がほぼ0%まで低下。
- ・高い塩分濃度の濃縮水は、排水後速やかには拡散せず、滞留、蓄積による貧酸素等の環境悪化、排水先の漁場への影響に対する検証がなされていない。

- 河川管理上の問題や地元の理解・協力が得られていない。

- ・堤防敷への海水淡水化施設の設置や県管理の河川区域内である調整池内にため池を設置するなど、河川管理上の問題がある。
- ・海水淡水化施設（白浜地区）、工事用道路等に民有地の取得が必要となるが、地元の理解・協力が得られず、用地買収が困難。
- ・工事実施にあたり、漁業者への影響について、対策の検討が必要。

事後補償

- ◆国は、開門に伴い、万が一、開門と直接的に因果関係のある被害が生じた場合には、補償を行うとしていますが、補償についての直接的な因果関係の立証は極めて困難であり、挙証責任を地元に負担させることは、決してあってはならないこと。
- ◆そもそも、住民の生命身体の安全は金銭的に補填できるものではなく、農業でも塩害が起これば農地の復旧に相当の期間を要し、その間取引先を失う恐れがあり、漁業でも漁場回復に再び長い年月を要するなど、このまま開門すれば、農業漁業の廃業など取り返しのつかない重大な事態に繋がりかねず、事後的に補償すればよいというものではないこと。
- ◆まずは、地元に被害が生じないよう万全の事前対策を示すべきこと。

・国は十分な対応を示さないまま、一方的に開門の手順のみを進めているが、地元は、長崎地裁では開門差止め仮処分の決定期日が11月12日に決定されていること、地元の理解が得られていないことからすれば、不十分な対策を内容とする開門準備を一方的に進めることは見直すべきであること。

仮処分の決定期日が11月12日に決定しており、国は少なくともその司法判断を待つべきこと。

- ◆地元の地域住民、農業者、漁業者は、自ら安全安心と生活を守るために、国を相手取って開門差止訴訟を提起し、それに関する仮処分の申し立てを行っており、その仮処分の決定期日が本年11月12日に決まっていること。
- ◆仮処分決定が出された場合、地裁決定であっても執行力が認められ、その決定と福岡高裁の開門判決が並存することになるが、仮処分決定は、福岡高裁判決後に出了されたアセスなどの新たな科学的知見等に基づいて、しかも、開門すれば地元に被害が発生することが認定されて出されるとすれば、国は仮処分決定を優先すべきであること。
- ◆従って、国は、少なくともその司法判断を待つべきであること。

地元の理解・協力がない中では、対策工は進まないこと

- ◆地元から再三にわたり開門の問題点や対策の不備を具体的に指摘しているが、国は十分な対応を示さないまま、アセス手続きの終了や現地測量の強行等、一方的に開門の手順を進めていることから、地元は開門対策にかかる民地の測量、借地、買収には一切協力しないとの強い姿勢を示していること。
- ◆対策工事の工事用道路の確保や一部の海水淡水化施設の設置等に民有地所有者など地元の理解と協力がなければ対策工は進まないのが現実であるが、仮に、国が開門準備を進めようとしても、地元の理解が得られる状況にはなく、対策工が進まないことは明らかであること。

開門差止め仮処分と福岡高裁開門判決の優劣(仮処分が認められた場合)



平成25年11月12日に結論
仮処分決定の場合

国は、どちらの判断
に従うべきか

平成22年12月20日
開門判決確定

判決確定しなくとも強制執行できる。
国が、開門しようとすれば、強制執行できる。

強制執行の可能性有
開門しなければ、強制執行を行う。

仮処分の開放差止めの決定は、佐賀本訴控訴審判決後に出された、アセス、環境省調査等の新たな科学的知見に基づき、しかも、開門すれば、地元に被害が発生することを認定してから出されたもの

国は、仮処分決定を優先すべき

国は、福岡高裁開門判決を、事実上履行できない

今の開門対策には問題があり、少なくとも、司法上、仮処分の判断が出るまでは、不十分な対策を内容とする開門準備を進めるべきではない。また、地元も強硬に反対しており、民地測量、借地、買収などの開門対策に協力が得られるとは考えられず、開門対策は進まない。